

報酬規定の会則の必要的記載事項からの削除 検討のたたき台（案）

報酬規定は会則の必要的記載事項から削除すべきと考えるがどうか。

（注）

弁護士報酬の透明化・合理化の見地からの、個々の弁護士の報酬情報の開示・提供の強化、報酬契約書の作成の義務化、依頼者に対する報酬説明義務等の徹底については、日弁連における検討状況を踏まえた上で別途検討する。

（参 考）

弁護士法

（会則）

第三十三条 弁護士会は、日本弁護士連合会の承認を受けて、会則を定めなければならない。

2 弁護士会の会則には、左の事項を記載しなければならない。

八 弁護士の報酬に関する標準を示す規定。

（会則）

第四十六条 日本弁護士連合会は、会則を定めなければならない。

2 日本弁護士連合会の会則には、左の事項を記載しなければならない。

一 第三十三条第二項第一号乃至第五号、第七号乃至第十一号、第十三号及び第十四号（但し、綱紀委員会に関する事項を除く。）乃至第十六号に掲げる事項。

二 弁護士名簿の登録、登録換及び登録取消に関する規定。